

第 591 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 1 月 11 日（金） 14:00～16:05

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 庶務事項

ア 統計審議会専門委員の発令について

イ 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

ア 諮問第 280 号「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」

イ 諮問第 281 号「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」

(3) 答申事項

諮問第 268 号の答申「日本標準産業分類の改訂について」（案）

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

1) 統計審議会専門委員の発令について

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

3) 諮問第 280 号「平成 14 年に実施される就業構造基本調査の計画について」

4) 諮問第 281 号「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」

5) 諮問第 268 号の答申「日本標準産業分類の改訂について」（案）

6) 部会の開催状況

7) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 12 月分）

8) 平成 13 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 11 号）

9) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同千野労働力人口統計室長、同岡本消費統計課長、同小林物価統計室長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省伊藤統計調整課長、国土交通省中西情報管理部長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官、同牛尾調査官

6 議事概要

(1) 総務省統計局長の挨拶

○ 大戸統計局長から就任の挨拶があった。

(2) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(3) 諮問事項

- 1) 諮問第280号「平成14年に実施される就業構造基本調査の計画について」
総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料3の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部国勢統計課の千野労働力人口統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

飯島委員) この改正計画は、よく検討されていると考える。調査票には無業者の希望する仕事の種類を問う調査項目が存在するが、希望する就業地域・勤務場所についても是非調査していただきたい。

これについては、最近の少子化の問題もあり、ある一定年齢以上の層については両親の病気等により親元に帰らざるを得なくなったりする者や、また、大学院の卒業生でさえ、地元の企業を希望する動きもある。各企業における最近の大きな悩みは、ブルーカラーのみならずホワイトカラーにおいても、現在の居住地から離れられない事情のある者が非常に多いということである。アメリカ合衆国の例では、コミュニティカレッジを設立し、地域の行政と民間企業と大学当局が三位一体となり、地域の雇用創出と併せて能力のミスマッチの解消に取り組んでいる。

竹内会長) 調査の項目数を増やすのは難しい面もあるだろうが、調査票を工夫してみてもどうか。

千野室長) 飯島委員から御指摘のあった希望する就業地域・勤務場所に関する事項については、現在の調査項目では把握していない。調査票のレイアウト上、目一杯の項目数となっているので、他の調査項目を削除することによって当該調査項目を組み入れられるかどうか。また、事実関係の把握に主眼を置くならば、今回、新たに追加した「転居の理由」の調査項目により何らかのヒントを導き出すことができるのではないかと。

飯島委員) 「転居の理由」についての調査項目は、既に転居した後の者が対象となる。最近の雇用のミスマッチには様々な理由があるが、中でも能力のミスマッチ、年齢のミスマッチ、賃金・給与のミスマッチ及び地域のミスマッチの4つが労働力の流動化の主要な阻害要因となっている。

したがって、特にブルーカラーについて、雇用の流動化や就業構造の実態を把握する場合、地域の問題を抜きにすると、重要な部分が欠落するのではないかと懸念がある。

竹内会長) 飯島委員の発言に関連して、調査項目6「あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか」に対し、「あなたの仕事の都合」、「家族の仕事の都合」、「通学のため」、「結婚のため」、「子供の養育・教育のため」及び「その他」が選択項目となっているが、「親と一緒に住む必要があるため」という1項目を設ける程度のことは不可能とはいえないのではないかと。親と一緒に住まねばならない、あるいは介護しなけ

ればならないというような事態は、社会的にかなり大きな問題でもあり、もう少し考慮しても良いのではないか。

また、この統計調査は原則としてユージュアルベースであるが、かつてアクチュアルベースの調査も併せて行ったことはあるか。

千野室長) 昭和 54 年に一度、アクチュアルベースの調査を行っている。

竹内会長) 本改正計画で懸念されるのは、アクチュアルベースの数値が労働力調査に基づく数値と矛盾をきたさないかということであるが、昭和 54 年調査では問題はなかったか。

千野室長) 昭和 54 年調査の結果数値の差はそれ程でもなかったが、内訳を見ると、連動せず異なる動きをする部分もあった。

竹内会長) 当時、失業率について世論はあまり問題にしていなかったが、現在は 0.1%単位にも敏感になっている。例えば、労働力調査結果の失業率が 5.1%に対し、この統計調査結果の失業率が 4.9%であれば問題視される懸念がある。発表時期にかなりズレがあるため、たとえ差があってもさほど問題はないとは思いますが、公表に当たってはその点を十分説明するなどして留意していただいた方が良いでしょう。

美添委員) 竹内会長が指摘された点は、改正計画の作成段階でも検討の材料となっており、今後、人口・労働統計部会場で、発表の仕方等について確認させていただく。

竹内会長) 国の行政機関や地方公共団体からの意見はないか。東京都は如何か。

早川部長) 部会審議の中で意見を述べさせていただく。

竹内会長) 本件については、人口・労働統計部会で審議していただくこととし、篠塚部会長に御願います。

2) 諮問第 280 号「平成 14 年に実施される全国物価統計調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料 4 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部消費統計課の小林物価統計室長が計画の説明を行った。

[質 疑]

飯島委員) 「ネット通販価格調査票 (案)」の「ネット通販」という概念は、「ネット通販」という一つの用語か、それとも「ネット」と「通販」という二つの意味でとらえているのか。

小林室長) 「ネット通販」という一つの用語、一つの言葉としてとらえている。

飯島委員) 「ネット通販」は、E-コマースのように双方向画面で売り買いされ、今後、ブロードバントの進展により、さらに活発化する方向にある。

一方、最近では百貨店や量販店でも始めている衣料品等のカタログを各家庭の主婦等に郵送する「カタログ販売」もこの中に入ってくるのではないか。

つまり、「ネット通販」は、「インターネット販売」と「通信販売」を対象としているということではないのか。

小林室長) 資料参考 1 の別添のとおり、パソコン、PCプリンター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯オーディオ機器、DVDプレイヤーの 6 品目を今回の調査品目としており、衣料品等については比較対象となるような銘柄の規定が非常に難しいため、今回、調査の対象品目とはしていない。

廣松委員) 飯島委員の発言に関連して、「ネット通販価格調査票(案)」は商品名自体を記載する形式となっているが、これは調査対象6品目の名称を記載するのではなく、より細かい商品名を記載するという趣旨か。

小林室長) そのとおり。あらかじめ商標を指定しておき、それに該当する商品を販売していれば記載していただくことになる。

廣松委員) この調査票に記載される商品名は、6品目以外のものは出てこないという想定で設計されているのか。

小林室長) そのとおり。

竹内会長) 「ネット通販」という用語は、一般的に確立されている概念なのか。

小林室長) 「ネット通販」あるいは「インターネット通販」は、一般的な用語として通用していると考えている。

竹内会長) 飯島委員の発言にもあったように、なぜこの用語に「通」という字が入っているのかが気になる。「インターネット販売」ということであれば、「通」という字は入らない。

「インターネット販売」というのは、私はインターネット上で取引をすべて済ませてしまうものであると理解しているが、インターネットを通じて広告だけを行うもの、申し込みだけで支払いは別途行うもの等様々な形態があり、「通」という字が入ることによってかえって混乱が生じないか。

小林室長) 知る限りでは、「通販」という一つの言葉で使われている。

飯島委員) 今回は、「インターネット」というものが付加された。従来の「通販」は、カタログを中心とした無店舗販売を指していた。これにインターネットという言葉が加わると、二つの機能を含むと理解するのが一般的ではないか。

岡本課長) 一般的には、「ネット販売」というより「ネット通販」という言い方が多く使われている。インターネットですべて取引を完了させるとのことであるが、実際には、インターネットで物は転送できない。最終的にはパソコンという通信機材を通してであり、むしろ通販であろう。

飯島委員) それは物流機能についてのことであり、販売手段を何に求めるかにより「通販」という言葉が使われている。

岡本課長) カatalog販売も通信販売ではないのか。

飯島委員) カatalog販売は通信販売であり、今まではそれを「通販」と言ってきた。

岡本課長) 取引の契約自体をネット通信で行っているということである。

飯島委員) ネット販売はそのとおりである。

岡本課長) カatalog販売もそれと変わりはないのではないか。

飯島委員) カatalog販売の場合は、ネット上の商品紹介ではなく、本、小冊子にしたカタログを各家庭に届け、各家庭から販売会社に注文を出すという仕組みになっている。

岡本課長) それはカタログを見るか、電子的なパンフレットを画面で見ただけの違いではないのか。

飯島委員) そのような理解であれば良いが、誤解を招かぬようにしておかねばならない。ただし、現在のところ6品目に限定していることから、支障はないだろう。

竹内会長) 私も同感であり、今後の問題であるかもしれない。明確に定義しなければ、対象品

目を広げた場合、どこまでこの概念に入るかを判断するのが難しいだろう。

須田委員) 決済方法の違いによる問題はないのか。

岡本課長) 代引き、銀行口座振り込み、クレジットカードによる決済等があり、経験上、支払いの方法で値段は変わらない。

竹内会長) この統計調査は価格調査であるため問題にはならないかもしれないが、須田委員の発言のように、決済までもネット上で行うことについて問題はないのか。

岡本課長) 今後、電子マネーのようなものが普及してくるかもしれないが、現在行われている決済は、クレジットカード、配達時に支払う代引き、銀行口座振り込みが主流であり問題はない。

竹内会長) 他に意見はないか。

舟岡委員) 「サービス料金調査票」で事業所・企業統計調査の調査結果とリンケージして結果表章を充実させるというのは大変良いと思う。二つの統計調査をリンケージする際、電話番号をマッチングキーとすることとしているが、大規模事業所で電話番号を複数持ち、照合できない場合はどのように対応するのか。仮に照合できない場合、大規模事業所についての情報が不正確になり、結果表章上の問題は起きないか。

小林室長) 対象事業所の選定を行う市町村が、事業所名簿を確認することを考えている。電話番号でマッチングできない場合、名称でマッチングさせなければならなくなることから、対象事業所を選定する段階で名簿上の名称を記入していただくことを徹底したい。

菅野委員) この統計調査は非常にきめ細やかな調査であり、結果についても多岐にわたって利用できる重要な調査であると思うが、3点ほど確認したい。

1点目は、「特売価格調査票」の品目をみると、食料品の割合が高い。おそらく、何らかの基準で特売品目の選定がなされていると思うが、私どもの常識では食料品の他にも家電製品、医療品、雑貨類等があるような気がする。それらの特売品目数を広げることにはできないか。その理由としては、一般的に日本の物価は海外よりも高いと言われているが、むしろ日本の方が価格弾力性に応じて値決めされているのではないか。日本では、価格弾力性が高いところでは特売品が多々みられるが、都心や繁華街では逆に少ないなど、非常に経済合理的な価格決定がなされているような気がする。特売対象品目を広げることにより、これらの分析も可能になるのではないかと思う。

2点目は、CPI（消費者物価指数）では、輸入品と国産品を区別してとらえているが、この統計調査の改正計画では、輸入品の調査が欠落しているのではないか。例えば、現在、政治問題化しているネギ等については、「国産品との価格差が2～3割以内であれば国産品を購入するが、それ以上の価格差であれば輸入品を購入する。」というテレビ報道があった。家計から見ると同一品目であっても、ネギ、ブロッコリー等は国産品と輸入品では違うものとしてとらえている。価格差についてここまで調査するのであれば、輸入品も対象として広げることにより、かなり重要な統計に変わっていくものと考えられる。

3点目は、この統計調査は価格調査であり、数量まで調査することには無理があるかもしれないが、おそらく店舗、企業では過去1か月の特売品のウエイトを把握していると思う。特売品の数量を把握することができれば、物価統計を見る上で重要な要

素となり、極めて有用な情報になるのではないか。

小林室長) 1点目の特売品目の拡大については、品目選定の際に全都道府県からどのような品目が特売の対象となっているかを報告してもらい、事前に検討して絞り込んだ結果が今回の18品目である。これら品目は、記入者負担、前回調査との比較等を考慮し、前回とほぼ同一である。

2点目の輸入品の調査については、資料参考6「平成14年全国物価統計調査調査品目新旧対照表(案)」では輸入品も対象となっているが、輸入品のうち生鮮食料品の調査予定は少ない。これについては、再度、品目の絞り込みを行うことも考えられるが、輸入品は季節により輸入元の国が一定ではない等の様々な問題があり、生鮮食料品については少々難しい面があるということも併せて考えなければならない。

3点目の特売品の数量調査については、この統計調査の開始時から2回目くらいまでは数量も把握していた。数量を把握すること自体に難しい面があり、現行の調査では数量の把握を省略し、価格のみを把握するようになっている。再度、元の形態に戻すのは困難であるとする。

竹内会長) この「特売」という概念は、どういう意味か。

小林室長) 通常価格より値段を下げて販売するということである。

竹内会長) 「通常価格」とはその店舗で通常販売している価格ということであるが、年中特売している店舗はどう扱うのか。

小林室長) その場合は「特売」とはみなさず、ディスカウント販売という業態になる。「経営戦略としてディスカウント」と店舗調査票に記入していただくので、業態間の価格差としてとらえることになる。

竹内会長) つまり「特売」とは、その店舗の通常価格より安く売ることだろう。この調査の特売品目とはなっていないが、例えばデパート等ではシーズンが過ぎるとセールを行うが、このセールは「特売」になるのか。

岡本課長) セールの代表的なものとして衣料品があるが、最初の時期は高めの価格設定で、漸次価格を下げていくというやり方であり、ここでいう「特売」とは少々違う。つまり、「特売」とは、ある時だけ価格を下げて、また価格を元に戻すものという理解である。

竹内会長) この統計調査はアクチュアルベースであるので、時系列的に変わるものであっても、その時点の瞬間の価格を把握するのか。

小林室長) そのとおり。

竹内会長) 年中「特売」を行っている店舗もあるが、それを「特売」とすべきではなく、業態としてとらえるものであるということに理解した。

菅野委員) 生鮮食料品については、輸入品の方が1年を通して店頭においてあり、原産地は異なるものの原産地指定になっているので輸入品と分かる。この統計調査の実施時期は11月であり、野菜類は年中あるものの、むしろこの時期は調査の対象となる国産品の果物が少ない。この調査では国産品を前提にしており、季節性から調査対象としていない品目があるのはある程度やむを得ないが、むしろ輸入品の方が価格を簡単に得られるという気がするので、国産品と輸入品の両方を調査対象としても良いのではないか。

竹内会長) 銘柄の工夫でそれができるのであれば、より望ましいだろう。この点について、地

方公共団体の意見はないか。

早川部長) 現時点では特にない。

竹内会長) サービス価格については、ある一定の条件に該当する店舗を市町村が選定することとしているが、選定自体は市町村に任せているのか。

小林室長) 市町村職員が通常利用するところを対象にすることで、品質調整を行っている。

竹内会長) 市町村職員が消費者代表ということか。

新村委員) 法施行型移行前にあった経済指標部会でも議論になったという記憶があるが、最近とみに広がってきているポイント制による会員割引については、この統計調査では全く触れないのか。また、同割引の物価指数上の扱いはどのようになっているのか。

岡本課長) 地域差指数のみならず、時間変化のCPIを含めての話であろうが、諸外国共々、ポイントカードによる一種の割引は含めないという考え方をとっている。

確かに実質的な割引であるとも言えるが、何を対象にした割引かの判断が難しい。つまり、その時点で購入した商品に対する割引ではなく、その後に商品を購入する際、貯めたポイントを使用して割引のような形態をとっている。また、販売上の取扱いについてみると、売上金額から割引額を差し引いているのではなく、売上金額はそのまま販売促進費等により処理している。概念上、必ずしも値引きとみるべきだとは言えない面がある。

竹内会長) デパート等のカード会員割引の扱いはどのようになるのか。

岡本課長) 特定の会員になった者のみを対象としているような場合は、国際的にも対象としないこととしている。

竹内会長) 日本ではスーパー等においても様々な会員制度を設けている等、割引の形態も複雑になっている。

岡本課長) 確かに、割引の形態は複雑である。

竹内会長) 例外的なものは考慮に入れる必要はないが、デパート等のある種のカードを持っている者のみを対象とした特別な販売や、カードの上位ランク者に対しては外商扱いで特別に割引する等かなり複雑である。確かに、ポイント制は販売促進のコスト計算で良いかもしれないが、そういうものもある程度反映させる方法はないだろうか。

岡本課長) しかし、特定の会員を対象にした一種の優待割引は、企業が本来の割引として売上金額から差し引いているのか否かについてはよく分からない部分がある。

竹内会長) 割引額は、おそらく売上金額の中には含まれておらず、最初から売上金額からは減じているのではないか。

岡本課長) 必ずしもそうとは言えない。

竹内会長) すべてがそうだとはい切れないならば、会員優待割引制度は、企業の重要な戦略にもなっているので、実態を把握すべきではないか。

岡本課長) 物価統計上、扱いが難しく、具体的にそのような集計処理ができるデータは得にくいという面がある。

竹内会長) データが得にくいというのは確かに理解できるが、売上時には名目上の金額を売上とし、別途割引額を費用計上する場合と、初めから会員割引額を差し引きした売上金額で伝票処理を行う場合とでは性格が異なるため、扱いは難しいとしても、構造調査を行う上では今後の課題として検討する必要がある。今回の調査の段階では、まだ現

行の扱いで良いだろう。

新村委員) 会員割引は最近、非常に普及してきており、ポイント制ディスカウントという形態による価格変動が特に大都市圏で顕著に見られるため、何らかの方法でその実態を見ないと正確に物価をとらえることができないのではないか。

篠塚委員) 「ネット通販価格調査票」は約 300 事業所をサンプル抽出することとしているが、全国と地域の配分等はどのような設定になっているのか。

小林室長) 全国一本の表章を考えている。

篠塚委員) 全国一本で調査し、最終的には地域区分と全国で集計することになるのか。

小林室長) 資料参考 7 に「ネット通販価格分布」で示しているとおり、表章地域としては全国一本である。

岡本課長) ネット通販の場合は、送料に地域差はあるものの、価格の地域差がどの程度あるか特定しにくい。

篠塚委員) ネット通販について地域差は把握しないということか。

岡本課長) あくまでも同じ商品について、店頭販売との価格差がどの程度であるか把握することを目的としている。

飯島委員) 仕入れ先の項目があるが、結果の分析の際には商品別、地域別の価格差というものの以外に、仕入れ状況による流通形態を含めた価格差の状況についても分析してほしい。最近、SCM (サプライ・チェーン・マネジメント) やSPA (製造小売業) ショップといった製販直接連携型の取引形態がネット販売と同様に増えており、大きな価格差が生じている。現に、小売業においても産地直送で販売する店舗と卸を経由する店舗では価格にかなりの差がある。

竹内会長) その分析は望ましいだろう。仕入れ先には外国も多くなっているのではないか。

飯島委員) グローバルなオペレーションの中で多くなってくると思う。特に、中国は世界の胃袋から世界の工場へと変貌し、農産物のみならず世界の供給国となってきている。日本にも価格の安いものがストレートに入ってくるようになり、流通形態の違いによる価格差も相当出てきている。これらの事項は調査票にも含まれているので、分析することによって明らかにしていただきたい。

竹内会長) 本件については、運輸・流通統計部会で審議いただくこととし、美添部会長に願います。

(4) 答申事項

○ 諮問第 268 号の答申「日本標準産業分類の改訂について」

総務省統計局統計基準部の牛尾調査官が資料 5 の答申 (案) の朗読を行った。続いて、舟岡産業分類部会長が審議経過及び答申 (案) の説明を行った。

舟岡部会長) 日本標準産業分類の改訂については、昨年 2 月 16 日に諮問を受け、産業分類部会に審議が付託された。この改訂計画は、平成 5 年 10 月の前回改訂以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化、サービス化、少子高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合させるため、昭和 32 年 5 月改訂以来の大分類項目の新設を行うとともに、各大分類に属する中・小・細分類項目についても新設、廃止等の全面的な見直しを行うことを内容としている。

本部会では、この計画全般について、1)情報通信の高度化、サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化への適合、2)統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化、3)国際的な産業分類との比較可能性の向上の3点を基本的な視点として、18回にわたり部会審議を行った。

まず、答申（案）の説明に入る前に諮問案と答申（案）の主要な変更点を説明する。大分類項目としては、「情報通信業」の新設がある。この大分類の新設については、日本標準産業分類改訂に係る20年来の懸案事項であり、大分類の新設の方向については部会においても特に異論はなかったが、具体的な内容に関し、情報通信業に含まれるべき産業の範囲をどのように設定すべきか、またこれらの産業のうちどの産業を中心において構成すべきか等について、議論した結果、ネットワークに係る産業を中心に整理することとした。

また、中分類の構成については、「通信業」、「放送業」及び「情報サービス業」といった、諮問時の改訂案にあった中分類のほかに、「通信業」と「情報サービス業」のいずれにも分類し難い中間領域的な産業が発生している状況を踏まえ、アプリケーションサービスプロバイダー、情報ネットワークセキュリティサービス業等の産業の受け皿となる中分類「インターネット附随サービス業」を新設すること、コンテンツ関連の産業については、諮問時には、「新聞、出版業」と、テレビ、ビデオ制作業、レコード制作業等を内容とする「映像・音声情報制作業」の2つに分かれて中分類が立てられていたが、他の大分類に属する産業との境界が不明確にならないよう、マスメディアを通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達するという整理のもとに、これを一本化し、「映像・音声・文字情報制作業」とすることなど、情報通信業の内容を変更するという条件のもとに、大分類「情報通信業」の新設を妥当なものと判断した。

なお、中分類項目については、「インターネット附随サービス業」の新設のほか、情報通信技術の進展とこれに関連する産業の拡大を踏まえ、情報通信関連の製造業の構造変化を明らかにするため、「電子部品・デバイス製造業」を新設することとしている。

答申（案）は、本文と大分類ごとに具体的な中分類、小分類及び細分類の項目名称を記載した「日本標準産業分類第11回改訂分類項目表（案）」からなり、本文は、「1 今回の改訂案」と「2 今後の課題」の2つの事項から構成されている。

さらに、「1 今回の改訂案」については「大分類項目」、「中分類項目」及び「小・細分類項目」により構成されている。

まず、「大分類項目」については、情報通信、医療、教育等の分野における産業規模の拡大などを踏まえ、昭和32年の第4回改訂において「K-電気、ガス、水道業」を設けて以来、45年ぶりに「情報通信業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「飲食店、宿泊業」及び「複合サービス業」の5つの大分類項目を新設する計画となっている。

「情報通信業」の新設については、電気通信分野と情報処理分野の技術の革新、進展等を踏まえ、中分類「通信業」、「情報サービス業」等からなる大分類「情報通信業」を新設する計画である。これについては、情報の伝達、処理・提供等を行う産業

が拡大してきており、情報通信に係る産業構造の実態を明らかにする必要性が高まっていること、また、国際的な産業分類等の動向を見ても、北米産業分類システムにおいて大分類「情報産業」が創設されているほか、国際標準産業分類においても、平成14年に一部見直しを行い、大分類「情報産業」を補助分類として新設することが予定されており、これらとの比較可能性も向上することから、適当と判断した。

なお、情報通信の分野は多岐にわたって急速な成長が見込まれること等から、今後の課題として、国際的な産業分類の改訂の動向等を踏まえつつ、分類構成の在り方や「情報通信業」に取り込むべき事業内容について検討していく必要があるとしている。

「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」の新設に当たっては、これまでの「Lーサービス業」は全産業の中で事業所数及び従業者数の約4分の1を占めており、各種の経済活動が混在していることから、その実態を明らかにすることが難しかった。例えば、国勢調査等においては、市町村別の表章は大分類までしか表章されておらず、サービス業の活動を市町村レベルで捉えることができなかった。今回、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」を大分類としたことにより、それらの実態を明らかにすることが可能になった。また、これまでの「Lーサービス業」については、「情報通信業」の中に「情報サービス業」等を行き移し、「複合サービス事業」の中に「協同組合等」を行き移したことで、今回、「Qーサービス業（他に分類されないもの）」は約15%にまでスリム化された。

しかし、約15%といってもかなりのウエイトを持っているため、他に分類されないサービス業の中から大分類として表章することが適当なものについては、分離・独立させることを今後も引き続き検討する必要があるとしている。

「飲食店、宿泊業」の新設については、適当としている。ただし、最近、飲食店でも、テークアウト等、料理品小売業を行う事業所が多くみられるので、その扱いについては、十分これらの産業の実態を調査し、現行の飲食店の定義・範囲の在り方を検討する必要があると指摘している。

「複合サービス事業」の新設については適当としているが、今後、主たる経済活動により分類できることが確かになった段階では、その見直しを行う必要があると指摘している。

次に「中分類項目」については、「新設項目」と「廃止項目」から構成されている。

「新設項目」については、部会審議の中で「電子部品・デバイス製造業」を新たに中分類として立てることが適当とした。同様に「インターネット附随サービス業」の新設も適当としている。

「小分類、細分類項目」の新設については、答申（案）の中に例示されていない小分類項目として、例えば、「建築リフォーム工事業」があり、諮問時には「建築工事業」、「木造建築工事業」のそれぞれに細分類として立てていた「リフォーム工事業」をあわせて小分類として新設する等、部会審議の中で変更があったものもある。

このような小分類の新設については、新たな産業形態が確立し、産業規模も拡大してきていることから、利用の向上を図る上からも適当としている。

今回の改訂に伴う分類項目の数の増減については、資料参考2「日本標準産業分類第11回改訂答申案の概要」と資料参考7「日本標準産業分類第11回改訂に係る改訂事

項整理表（案）」に記述されているとおり、大分類項目は5項目増加して19項目、中分類項目は新設が22項目、廃止が24項目、都合2項目減少して97項目、小分類項目は新設が76項目、廃止が119項目、合わせて43項目減少して420項目、細分類項目は新設が162項目、廃止が215項目、合わせて53項目減の1269項目となっており、大分類は増えているが、中分類、小分類、細分類の項目数はいずれも減少している。

「今後の課題」としては、大分類「製造業」の全面的な見直し、大分類「林業」及び「鉱業」の在り方、及び「主として管理事務を行う本社等及び持株会社の分類上の位置付け」の3点を指摘している。

さらに、これまでは産業分類の改訂はほぼ10年に1回のペースで行われてきているが、社会経済の変化はこれまでも増して急速なものになっており、10年に1回のペースに必ずしもこだわらず、その変化に対応して、一層、迅速かつ的確な改訂を行うことが必要であると指摘している。

〔質 疑〕

竹内会長）答申（案）本文の「今後の課題」に関連して、10年に1度の改訂では世の中の変化についていけないため、5年に1度程度改訂しなければならないのではないかとの説明であるが、私も全く同感である。同時に、このような全面改訂作業を5年ごとに行うのも大変であるため、簡易な改訂を時々行うことについても検討する必要があると思う。

私は以前、統計審議会の分類部会長として10年携わっていたので、細分類までを限なく見直すことは膨大な作業であることは分かる。全てにわたらなくとも、ある種の重要なポイントのみを改訂する作業を5年に1度程度行えないか、検討していただく必要があるだろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

（異議なしとの声あり）

竹内会長）異論がないので、総務大臣に対して答申することとする。

それでは総務省統計局の平山統計基準部長から御挨拶を頂く。

平山部長）日本標準産業分類の改訂について答申をいただき、誠に感謝している。この諮問に対し、ほぼ1年にわたって熱心に御審議をいただいた審議会会長、舟岡産業分類部会長をはじめとした各委員、審議に御協力いただいた関係府省の方々に厚く御礼申し上げる。

総務省としては、本日いただいた答申に沿って、本年3月の改訂告示、さらには本年10月の適用に向けて所要の手続きを進めるとともに、答申で示された今後の課題及び会長から御指摘のあった小規模改訂の可能性等の検討についても前向きに鋭意取り組んで参りたい。

関係府省等におかれても協力方、御願いたい。

(5) 部会の開催状況

1) 産業分類部会

平成13年12月17日に開催された第18回産業分類部会（議題：「諮問第268号に対する答申『日本標準産業分類の改訂について』（案）について」及び「その他」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 農林水産統計部会

平成 13 年 12 月 20 日及び 12 月 27 日に開催された第 74 回及び第 75 回農林水産統計部会（議題：「

作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について」）の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長）この統計調査の出発点は戦後の食糧不足の時代に、いかに食糧供給を確保するかという観点から開始されており、その後少しずつ改正を重ねているが、今後、農作物の消費者需要、海外からの輸入の影響も考慮に入れると、変更すべき点も多いだろう。その一方で、継続性も重要であり、大幅に変更することはできないことから、現状では細かい部分を変更するにとどまるだろう。須田部会長から全貌を把握しにくいという話があったが、技術的には非常に複雑な面もあるということだろう。

また、部会の結果概要に記述されているとおり、耕地面積について農林業センサスとの間に矛盾があるとのことであるが、原理原則から考えると、この統計調査の方が正確ではないだろうか。整合性を図るためには、農林業センサスの方からも考える必要があり、この統計調査を農林業センサスに合わせることはならないだろう。

美添委員）耕地面積については、概念として所有地・所在地ベースか所有者ベースかの違いがあり、2つの概念を整理するのは、他の統計調査からも考えるべきことである。国土交通省（旧国土庁）が実施している土地基本調査では所有者別、所在地別で把握しており、足し算のみ行くと国土面積の合計と一致しないことも起こり得る。誤解のないような面積の概念を確認しておく必要がある。

竹内会長）一部に、このような細かい統計調査は必要ないのではないかという意見もあるようだが、地域別データ、その他政策上必要な面もあり、簡単に不必要であるとは言えないだろう。

(6) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成 13 年 12 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「製材統計調査」、「小売物価統計調査」、「学校基本調査」及び「経済産業省企業活動基本調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 7 により報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長）「学校基本調査」において閲覧とは具体的にどのようなことを言うのか。

山本審査官）文部科学本省において集計事項の閲覧ができる。

竹内会長）具体的に調べたいことをどのように見るのか。

山本審査官）結果表が備え付けられている。

竹内会長）インターネット上で公開はされていないのか。

山本審査官）報告書の中でも要望の強い事項はインターネット上で一部公開されているが、まだ全てが公開されている状況にはない。

竹内会長）出版物で公表すると膨大な量となるため、一部を出版物とし、それ以外は請求によ

り閲覧できるようにすることが様々な部分で必要となってくるだろう。現在ではインターネット上で閲覧できることが望ましいのではないか。

—以 上—